

気象状況に伴う生徒の登校の規定について

板橋区または練馬区における大雨・暴風・大雪の警報または特別警報について

- ・午前6時の時点で、いずれかが発令されているときは、1～4時限目は自宅待機とする。
- ・午前6時までにはいずれも解除されていれば、平常授業とする。
- ・午前11時の時点で、いずれかが発令されているときは、終日自宅学習とする。
- ・午前11時までにはいずれも解除されていれば、5・6時限目の授業を行う(午後1時にHR)。

以下の場合も自宅待機とする。

- ・居住地域または通学経路にいずれかの警報または特別警報が発令されている場合。
- ・利用交通機関が不通の場合。
- ・登校に際して安全の確保ができない場合。